男と女、ともに歩もう

拓け中央 輝きプラン

ダイジェスト版

中央市
Chuo City

中央市男女共同参画委員会

平成29年3月

近年、少子高齢化の進展と家族形態の変化やグローバル化など、社会の多様化が進んできています。その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

このような中、国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、基本理念や、国・地方公共団体・国民の責務を明記し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みが進められております。平成２７年には、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、平成１９年３月に、第1次中央市男女共同参画プラン「～男（ひと）と女（ひと）、ともに歩もう～拓け中央輝きプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな活動を行ってきました。最近では男女共同参画社会について市民の皆様の理解が深まってきているように思われます。

しかし、性別による固定的役割分担意識やワークライフバランス、DV、LGBT等、取り組むべき課題も多くあります。

このような中、第1次中央市男女共同参画プランの計画期間が平成２８年度で終了することから、これらの事を踏まえ、第２次中央市男女共同参画プランを策定しました。本市といたしましては男女共同参画社会を実現するため、今後とも市民、地域や団体など、多様な主体と連携・協働し、計画に掲げた施策を推進して参りますので、皆様にはなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、提言をいただきました皆様をはじめ、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」にご協力をいただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成２９年3月

中央市長　田中　久雄

1 計画の目的

中央市における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実施するため、本計画を策定しました。

策定にあたっては、推進分野を「家庭」「職場」「地域」「学校・社会」の４分野とし、各分野での取り組み内容を「市の取り組み」と「市民のみなさんの取り組み」として整理し、取り組みやすい計画としました。

本計画は「性別によることなく誰もが暮らしやすい社会」、また中央市の目指す「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて、市民一丸となり取り組むための計画です。

2 計画期間

「第２次　～男（ひと）と女（ひと）、ともに歩もう～　拓け中央輝きプラン」の計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とします。

3 総合目標

「中央市に住む誰もが、性別にかかわりなく、互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分発揮され、互いに支え合い、認め合うことで、あたたかな家庭づくり、元気な地域づくり、明るい職場づくりをめざします。」

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
家庭	家族が互いを思いやり、健康で明るい家庭づくりをめざします。	**家族が互いを尊重し、思いやれる家庭づくり** 家庭は、生活の基盤となる大切なものです。家族の誰もが人権を損なわれることなく、安心して暮らせる家庭を作ることが大切です。 DVや児童への虐待は、人権を著しく損なう行為であることを認識し、家庭内での暴力は絶対になくさなければなりません。 家族が互いを尊重し、思いやりのある家庭を作ることによって、楽しく豊かな生活が送れるとともに、子どもの成長にも良い影響が与えられます。互いを尊重し、明るい家庭を築けるよう、家族全員で取り組む必要があります。	思いやりのある家庭づくりの推進 家庭内における暴力の根絶と人権の尊重
		家族が互いに協力し合える家庭づくり 共働き世帯が増えており、家庭内においては男性も女性も協力し合い、ともに家事・育児・介護等を行うことが理想と考えられています。しかし実際には、これらの負担の多くを女性が担っている状況となっています。 男性だから、女性だからといった、性別による固定的な役割分担意識をなくし、家族が互いに理解し、協力し合える家庭づくりを推進する必要があります。	家庭内の固定的性別役割分担の改善 家庭内での男女共同・男女平等教育の促進
		地域活動へ積極的に参加できる家庭づくり 地域は、家庭に次いで生活と密接にかかわる身近な共同体です。日頃から地域とのつながりを保ち、地域活動に参加することは大変重要なことです。しかし、近年は生活の多様化などによって家庭と地域との関係が希薄になり、地域活動への参加が減少する傾向にあります。 男性、女性を問わず、一人ひとりが地域活動に積極的に参加する意識を持つとともに、家族一人ひとりが地域活動へ参加しやすくなるように、お互いに協力することが大切です。	家庭から地域活動への積極的参加の促進
		心身ともに健康で楽しく暮らせる家庭づくり 家族が安心して楽しく暮らすためには、心身ともに健康であることが前提となります。日頃から定期的な運動を心がけたり、食事に気をつけるなど、日常生活における健康づくりに取り組むことは大切なことです。 特に女性は、妊娠・出産を経験する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を取り入れ、身体と心の両面において、男性とは違った健康上の留意を、本人を含め社会全体が考えていく必要があります。	日常における健康づくりの促進 女性と子どもの健康支援

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
職場	男女がともに能力を発揮し、生活と調和がとれた職場づくりをめざします。	**個人が能力を発揮できる職場づくり** 男性、女性に関わらず、個人が能力を発揮し、職場で活躍することは、生活にやりがいや生きがいをもたらします。男女がともに職場で活躍するためには、男性だけではなく、女性の能力も高めていくための取り組みや職場環境の整備が重要となります。	職場や仕事で必要とされる職業能力や知識の習得
		女性が活躍できる職場づくり 国は平成27年に女性活躍推進法を制定し、行政や企業に対して、女性の活躍推進に関する具体的な取り組みを求めています。また、一億総活躍プランにおいても、女性の活躍を中核と位置づけており、女性が活躍できる社会の実現を目指しています。 働く女性は年々増加し、女性の活躍は徐々に進んでいますが、現在、管理職に占める女性の割合は12%に留まっています。女性が活躍できる職場づくりのためには、男性中心の労働慣行の見直しや、女性の能力を高めていくための取り組みを、より一層推進していく必要があります。	職場における女性活躍推進の支援
		ワーク・ライフ・バランスが実現できる職場づくり 男女ともに仕事と生活のバランスを取ることは大変重要ですが、男性は長時間労働等によって家事・育児・介護に係わる時間が取りにくく、女性は、主として家事・育児・介護を担うために、仕事に就きたくても就けないという状況が見受けられます。 育児休業法や次世代育成支援対策推進法など、女性が仕事と子育てを両立できるように、法律や制度は整備されてきていますが、いわゆるM字カーブの問題は、いまだ解決されていません。 保育・介護への支援の充実や、女性への就業支援などを通して、仕事と生活のどちらかを選択するのではなく、男女ともに社会で活躍できる環境を作っていく必要があります。	仕事と家庭生活が両立できる支援体制づくり 企業の労務改善の促進
		女性が働きやすい職場づくり 働く場における男女共同参画の実現には、男女がともに働きやすい職場環境を作ることが大切になります。その実現のためには、性別役割分担意識などの職場慣行を是正し、性差で待遇に違いが出ることがないように努めることが重要です。また、労働基準法や男女雇用機会均等法などの法令や制度などを遵守するように努めることが大切です。 自営業や農林業等においては、仕事における女性の果たす役割は大きいものがありますが、労働時間や報酬等が明確になっていないなど、家事・育児・介護も担いながら働く女性にとって、働きやすい職場になっていない状況がみられます。女性にも働きやすい職場環境の構築が求められています。	男女差のない職場環境づくりの促進 自営業や農林業等における男女共同参画の促進

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
地域	男女がともに協力し、支え合う地域づくりをめざします。	**男女共同参画による地域づくり** 誰もが暮らしやすい地域づくりのためには、地域運営において、男性の意見も女性の意見も等しく取り入れられる環境づくりが大切になります。 しかしながら、従来からの地域活動の運営は、慣習的に男性中心に行われ、女性の地区活動への関わりが男性より少ないという傾向がみられます。そのため、地域活動へ女性の意見が反映されにくく、女性の視点を取り入れた地域活動になりにくい状況となっています。 男性中心の組織運営などの慣習を見直すとともに、女性も積極的に地域に関わるという意識を持つことが求められています。	男女共同参画の視点に立った地域運営の促進 地域活動における女性の参画と女性リーダーの育成
		介護や子育て支援ができる地域づくり 介護と子育てを同時に行うダブルケアが、家族の大きな負担となっていることが問題となっています。介護や子育てを家族だけで担うことにはおのずと限界があります。 介護や子育てを地域という共同体で支え合い、お互いをサポートするという共助の考え方が重要になっています。また、行政としても、介護・保育に対する支援事業を充実していく必要があります。 地域や行政が連携・協力し、介護や子育てを支援していくことが求められています。	地域ぐるみの介護予防や子育て支援の促進
		異文化や世代間の交流ができる地域づくり 中央市には外国籍住民が多いという地域特性があります。このような特性を活かして、多様な文化を理解することに努め、豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めることが大切です。あわせて、次世代を担う子どもたちが、より多くの文化に触れられるよう、語学研修や国際交流会などの事業を積極的に推進していきます。 一方で、地域の教育力の低下が言われて久しく、家庭や学校とともに重要な教育の場である地域の教育力を取り戻すことが求められています。世代間交流を図れる機会を設け、高齢者の知識や経験を通して、日本の文化や地域の文化を子どもたちに伝えることにも取り組んでいきます。	異文化交流の推進 世代間交流の推進
		環境に配慮した地域づくり 快適で環境に配慮した社会を実現するためには、地球環境問題を意識するとともに、身近な生活環境の向上を進めていく必要があります。 市では、環境監視員による環境パトロールを行い、不法投棄等の監視に努めるとともに、ごみの減量化や再資源化を推進するなど、環境保全に努めていますが、限られた対応の中で、環境に関するすべての問題を解決するには至っていません。 地域住民や関連団体の協力のもと、不法投棄等の監視活動の強化や、資源ごみ回収に関する啓発活動を行うなど、地域と連携した生活環境向上の取り組みを推進していきます。	地域ぐるみの環境保全の促進
		女性の視点を取り入れた安全な地域づくり 災害を完全に防ぐことはできませんが、災害の被害を最小限に抑え、一日も早く元の生活を取りもどす減災への取り組みが大変重要です。 災害時には、避難所での生活を余儀なくされるなど、日常とは異なる環境に身を置くことも起こり得ます。そのような状況においても、男性にも女性にも多大なストレスを与えることのない避難所の運営が求められます。特に女性はプライバシーが完全に守られないなど、男性よりも多くのストレスを抱える可能性があります。防災・減災を考える際には、男性だけではなく女性の視点も取り入れた体制を構築することが重要です。	女性の視点を取り入れた防災・減災体制づくりの推進

分野	基本目標	重点目標	推進の方向
学校・社会	男女共同参画の視点に立った誰もが安心して暮らせる社会づくりをめざします。	**男女共同参画の視点に立って行動できる社会づくり** 男女平等や人権を尊重する考え方の醸成には、子どもの頃からの教育が大変重要です。学校教育に男女平等の視点を取り入れることや、生涯学習の場で男女共同参画に関する講演会や学習会を開催するなど、男女共同参画や人権を尊重することの大切さについて学ぶ機会を設け、理解の促進を図る必要があります。	男女共同参画の視点に立った教育の推進 男女共同参画に関する知識習得の支援
		多様な人が安心して暮らせる社会づくり 単身世帯やひとり親世帯、外国人や障がいを持つ方、高齢者の一人暮らしなど、さまざまな状況で生活する人が増えています。これらの人々の中には、少なからず生活に困難を感じている人がいます。 単身世帯やひとり親世帯の経済的自立を図ることや、高齢者のための生活支援や生きがいづくりが重要となります。また障がいをもった方が就業できるような環境づくりに取り組むとともに、自立した日常生活が送れるような支援の充実も求められています。 さまざまな困難を抱える人たちが、安心して暮らせる社会づくりに取り組んでいきます。	生活上の困難に直面する人たちへの支援 誰もが安心して暮らせる環境の整備

中央市の主な窓口	担当課	電話番号
健康の相談、乳児に関する相談	健康推進課	274-8542
ひとり親福祉相談、児童家庭相談	子育て支援課	274-8557
行政相談、人権相談	総務課	274-8511
障がい者相談	福祉課	274-8544
穂のか（障がい者相談支援センター）		274-1100
男女共同参画に関する施設と窓口	**住　所**	**電話番号**
中北保健福祉事務所（中北保健所）	甲府市太田町 9-1	055-237-1381
配偶者暴力支援センター （山梨県女性相談所）	甲府市北新 1-2-12 （福祉プラザ 2 階）	055-254-8635 （相談専用）
配偶者暴力支援センター （男女共同参画推進センターぴゅあ総合）	甲府市朝気 1-2-2	055-237-7830
女性の人権ホットライン （甲府地方法務局人権擁護課）	甲府市北口 1-2-19	0570-070-810 （相談専用）
山梨労働局総合労働相談コーナー	甲府市丸の内 1-1-11	055-225-2851
山梨県中央児童相談所	甲府市北新 1-2-12 福祉プラザ 2 階	055-254-8617
山梨県企画県民部中北地域県民センター	韮崎市本町 4-2-4 北巨摩合同庁舎 1 階	0551-23-3051
精神保健福祉センター	甲府市北新 1-2-12	055-254-8644
不妊（不育）専門相談センタールピナス	甲府市飯田 1-1-20 JA 会館 5 F	055-223-2210
法テラス山梨	甲府市中央 1-12-37 （IRIX ビル 1F･2F）	050-3383-5411
山梨県弁護士会	甲府市中央 1-8-7	055-235-7202
山梨県警察総合相談室	甲府市丸の内 1-6-1 （防災新館 2 階）	055-233-9110
南甲府警察署	甲府市中小河原町 404-1	055-243-0110

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1
TEL：055-274-8512　FAX：055-274-7130
中央市役所政策秘書課